

平成 26 年 5 月 21 日
福祉部福祉施策調整担当課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
における検討課題

高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実

【目標】

ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援を要する高齢者が、地域の関係者の連携・協力による見守りを受け、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせる状態を形成し、孤立死ゼロを目指します。

【現状と課題】

現在、練馬区のひとりぐらし高齢者は約 4 万 4 千人、高齢者のみ世帯の方は約 5 万 6 千人、合わせて高齢者人口の 7 割弱を占めており、年々増加しています。ひとりぐらし高齢者、高齢者のみ世帯の中には、日常生活の様々な悩みごとについて、身近に相談できる相手がなく、孤立してしまうおそれのある方もいます。また、認知症の症状がある方や近所付き合いを望まない方など、人とのつながりが薄れがちな高齢者もいます。高齢者が孤立し、誰にも看取られることなく亡くなり、発見までに長い時間が経過してしまう孤立死が社会的な問題になっています。

練馬区高齢者基礎調査によると、日常生活が不自由になった時に地域の人にしてほしい手助けは、「安否確認など」が最も多くなっています。一方で、地域の支え合いとして自分ができることについても、「安否確認など」が最も多くなっています。

区はこれまで、高齢者見守り訪問事業や見守りネットワークの構築に取り組み、日常の見守り活動を推進してきました。見守りに対するニーズは高くなっており、高齢者を見守る地域の力を高め、一層発揮できるよう支援を強化していくことが必要です。同時に高齢者自身の見守りを受ける力をかん養する取組も必要です。加えて、高齢者相談センターを中心に、電気、ガス、水道等のライフライン事業者や宅配事業者、新聞販売所等の事業者など、高齢者の日常生活に深く関わっている関係機関、事業者、団体等の連携を強化することも重要です。さらに、見守りから困りごとを発見し、相談や各種高齢者サービスの利用に結びつける取組も必要です。

また、日常生活を支える見守りのほか、災害時の対応も重要な課題です。「災

害時要援護者名簿」へ登録した方は、約2万6千人（平成26年3月現在）に達しており、災害時の支援を円滑に行うためには、平常時から、万が一の災害発生に備え、安否確認活動の実効性を高めるための体制づくりに取り組むことが急務となっています。さらに、災害時において、避難拠点での避難生活の継続が困難な方のために指定している福祉避難所については、現在37か所の福祉施設と協定を締結していますが、今後も受入れ先の拡大を図ることが必要です。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 見守りネットワークの充実、拡大

見守りを必要とする高齢者の中で、介護保険サービスを利用している方については、サービス提供を通じて日常的に状況の把握が行われています。こうした状況の把握に合わせ、区では、高齢者相談センター支所を単位として、地域の民生委員等の見守り関係者による高齢者見守りネットワークを構築しています。ネットワークの構成員である民生委員や、町会・自治会、老人クラブ、介護サービス事業者、NPO・ボランティア団体など、地域で見守り活動を行う団体相互の連携を深めていきます。高齢者相談センターは支所ごとに、ネットワークの中心となり情報の集約や、見守り活動の連携、調整を図ります。

また、見守りネットワークの拡大に向け、高齢者の日常生活に関わりが深い、様々な事業者との協定締結を推進します。合わせて、見守り協力機関との連絡会を開催し、見守り活動を行う関係機関、事業者、団体等の連携を強化します。

《主な取組事業》

事業 高齢者見守りネットワーク事業

事業 見守り協定の締結の推進

事業 協力機関連絡会の設置 新規

2 区民主体の見守り活動の推進

一人ひとりの区民が、認知症を原因とする徘徊により行方不明となるおそれがある高齢者や、虐待を疑わせるサインなどにも、いち早く気付けることが必要です。

そこで、高齢者の見守りを区内全域に拡大して区民相互の見守りが進むよう、日常生活上の異変の気づきのポイントや発見した場合の総合連絡窓口を設置するとともに、適切な行動がとれるよう研修会の開催やリーフレットの配布を通じて、区民が互いに気づきあえる関係づくりに向けた普及啓発を図ります。また、見守り活動の中心となる区民の育成も合わせて行います。

このほか、継続して区民主体の見守り活動が自主的・計画的に行われるよう、

地域ごとの見守り連絡会の立ち上げを支援していきます。

《主な取組事業》

- 事業 見守りリーフレットの全戸配布等の普及啓発事業 新規
- 事業 見守りサポーター、見守りリーダーの養成 新規
- 事業 見守り連絡会の設置支援事業 新規

3 高齢者見守り事業の充実

高齢者の見守りを効果的に行うためには、関係機関による見守りや区民相互の共助による見守り、機器による見守りなど、重層的に対応を進めることが必要です。

現在、ひとりぐらし高齢者が病状の急変等の緊急時に救急車の出動を依頼することを目的として実施している「緊急通報システム事業」について、利用者負担の見直しを行ったうえで、対象者を拡大するとともに、人の動きを感知する生活リズムセンサーを導入し、機器による見守りの充実を図ります。

また、高齢者見守り訪問事業や高齢者福祉電話事業は、定期的な訪問や連絡により、孤独感の緩和にも有効であることから、ひとりぐらし高齢者等実態調査や介護予防事業における基本チェックリストを活用し、利用の拡大に努めます。このほか、ごみの戸別訪問収集、高齢者集合住宅の生活協力員、高齢者食事サービス事業を通じた見守りも行っています。

《主な取組事業》

- 事業 緊急通報システム事業
- 事業 高齢者見守り訪問事業、高齢者福祉電話事業
- 事業 認知症高齢者位置情報提供サービス料助成

4 災害発生時の支援

災害時には、高齢者をはじめ障害者等、自力で避難をすることが難しい方々全体を支援していくことが必要となります。このような要援護者を把握し、災害時の支援活動が円滑に行われるようにするため、区は災害時要援護者名簿を作成・整理しています。

しかし、災害の状況によっては、安否確認等を速やかに行うことが困難な状況も考えられます。そのため、区立小中学校に設置する避難拠点を中心に、新たな安否確認の仕組みをつくり、各拠点での体制整備を進めます。

また、福祉避難所として指定する福祉施設を増やしていくとともに、福祉避難所を円滑に運営するための備蓄物資の充実や良好な生活環境づくりを進め

ます。

《主な取組事業》

事業 災害時要援護者名簿を活用した安否確認の仕組みづくり

事業 福祉避難所の拡充